



第17回

債権回収の様々な手法

4 相手方が無資力の時はどうするか？

①今までに述べました「現実化の方策」「確実化の方策」の中で使えるものは使います。その他のものとしては以下の方法があります。

②債権者代位権の行使

債権者とその財産権を行使しない場合に、債権者とその債権を保全するために、債務者に代わってその権利を行使して、債権者の責任財産の維持・充実に図る方法です。

行使のためには次の3つの要件を満たす必要があります。

i 債権者が自己の債権を保全する必要があること。(債権者の無資力。ただし、保全されるべき権利が登記請求権である

場合のように、転用型は無資力要件は不要です。)

ii 債権者が自らその権利を行使しないこと。債権者が自ら訴訟をしたが不適当な方法であったため敗訴したというような場合、それがいかに債権者に不利

利益であっても、債権者にはもはや代位権行使の余地はありません(最判昭28・12・14)。

iii 債権が原則として弁済期に達していること。

③詐害行為取消権(債権者取消権)の行使

債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消を裁判所に請求できます。債権者による詐害行為の効力を否認し、逸出した財産を取り戻すこととなります。

判例(最判昭39・11・17)をひとつ。

債務超過の債務者が、特にある債権者と通謀して右債権者のみに優先的に債権の満足を得させる意図で自己の有する重要な財産を右債権者に売却して、右

売買代金債権と右債権者の債権とを相殺する旨の約定をした場合には、たとえ右売買価格が適正価格であるとしても、右売却行為は詐害行為になる。

5 危険な兆候の見分け方

相手方の倒産により、当方の債権の回収ができなくなる前に、相手方の危険な兆候を発見し、回収不能となる売掛債権を発生させないようにすることが重要です。その兆候のいくつかを挙げます。

①取引先の事務所、工場の雰囲気があるんで、活気がない。ほこりをかぶった場所がそのままになっていたり、壁の紙が黄色になっていたり。

②経営者が不在がち(資金繰りのために走り回っている可能性が高い)であるとか、突然態度が大きく変わったりする(経営の苦しさを感じている)。

③従業員の動き(退職者が多い、経理が良く変わるなど)。

④注文量が急に増える。これは、他の取引先から取引を拒否されているから当方に回ってきたのかも知れません。また、取り込み詐欺の可能性もあり、要注意です。

⑤取引先の異常な安売り、出血受注。これは、倒産後の処理のために、無理をして現金を作っている可能性があります。

⑥不動産に担保が幾重にもつていること。特に、高利の金融業者名の担保が付いていれば要注意です。通常の金利では金を貸してもらえないような経営状態なので高金利に手を出さざるを得なくなったことを示している可能性があります。

⑦支払条件の変更要請(延期)、手形の書き換えによる支払猶予の申し入れ。

⑧取引先の主な取引先の倒産。同倒産により取引先自身が連鎖倒産する可能性があります。

⑨悪いウワサが始め、その回数が多くなった。例えば、取引銀行の交替、第二会社への資産移転、粉飾決済、高利に手を出したなどのウワサです。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江 検索 企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com
相談予約専用フリーダイヤル なやみよまるく
0120-7834-09
予約受付:平日9時~20時、土曜10時~17時
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広電白鳥線縮景園前徒歩1分
TEL 0570-008450 FAX 0570-008455 アーバンビューグランドタワー隣

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!

中四国最大級(弁護士16名、秘書27名) H23.6 現在

機動力と総合力で企業トラブルを解決します

☑契約書 ☑債権回収 ☑労務問題
☑知的財産 ☑倒産・再生 ☑顧問契約

山下江法律事務所主催 企業法務セミナー
第3回「中小企業のための独占禁止法」講師:弁護士 山下江
日時:平成23年9月27日(火) 18:30~ 会場:八丁堀シャンテ
詳しくは当事務所HP「お知らせ」企業法務セミナー情報をご覧ください。